

マイナンバーカードの 受取方法は？



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

ことし1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で、マイナンバー（個人番号）の利用が始まりました。

今回はマイナンバーカードの受取方法についてお知らせします。

問い合わせ／市民課 ☎55-2977 ☎53-3064

マイナンバーカードとは？

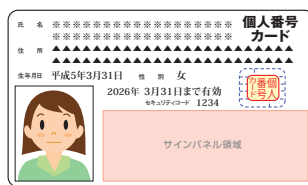
マイナンバーカードは、身分証明書として利用できる顔写真付きのICカードで、1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができます。今後、カードは公的な身分証明書として利用したり、各種行政手続のオンライン申請時に利用できたりと、利用機会が徐々にふえていくことが予想されます。

カードの申請は任意であり、郵便による申請、スマートフォンまたはパソコンによるウェブ申請、対応する証明用写真機による申請方法があります。

※カードは市役所で作成できないため、即日交付ができません。



裏面



表面

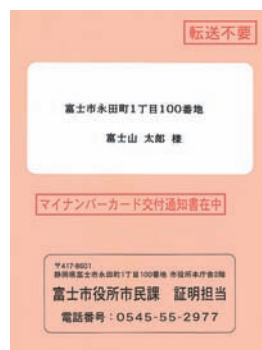
▲マイナンバーカードの見本

カードの交付に

時間がかかっています

カードは全国の自治体のものを一括して地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が作成しています。

現在、カードの申請が全国的に集中しているため、申請から交付まで3か月以上かかっています。交付準備後は申請順にマイナンバーカード交付通知書を郵送してまいりますので、通知書が届くまでしばらくお待ちください。



▲マイナンバーカード交付通知書の封筒

マイナンバー制度をかたる不審な電話、メール、訪問にご注意ください。不審な点を感じたら、その場で判断せずに、家族や警察、市役所などに相談しましょう。

また、引っ越しや婚姻などで、通知カード、マイナンバーカードの記載内容に変更があった場合は市民課に届け出が必要です。

交付通知書が届いたら

① 受取日時を電話で予約してください

窓口の混雑緩和のため、受け取りは予約制です。通知書が届いたら早目に予約の電話をお願いします。

受け取りは平日9時～17時です。また、臨時の受取日時を設ける場合がありますので、交付通知書に同封されている「受取方法のご案内」をご確認ください。

予約の際は、**手元に同封のはがきを用意の上、電話をかけてください。** 上段に書かれている9桁の番号が必要になります。

② 市役所2階市民課の専用窓口でカードが交付されます

予約した日時に受け取りに必要な持ち物（交付通知書・通知カード・本人確認書類（運転免許証・保険証など）を持参し、本人が来庁してください。

本人が来庁しないと交付できません（特別な場合を除く）。また、持ち物に不備があった場合も交付できません。

③ 暗証番号を設定し、手続完了です

暗証番号は本人がタッチパネルで設定します。暗証番号は市役所では管理しないため、自分で管理してください。設定が完了するとカードが交付されます。

受け取ったカードは大切に管理をお願いします。

暗証番号は事前に決めてから来庁いただく、交付が円滑にできますので、ご協力をお願いします。

詳しくは、交付通知書に同封されている案内をごらんください。